

事務連絡
令和3年12月20日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて
(定着促進事業の適正執行のための市町村との連携について)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)の検査促進枠における取扱いにつき、下記のとおりお知らせします。各都道府県におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用に向けて準備を進めて頂きますようお願いいたします。

また、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

〇. 定着促進事業の適正執行のための市町村との連携について

令和3年12月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について」2(1)にある「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」については、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象に令和3年度中に行う検査を無料としているところです。

同事務連絡において示された、実施要領第4条第1項に基づく申込書(例)(以下「申込書(例)」という。)において、都道府県が必要と認める場合は、ワクチン接種の有無について市町村に照会を行うことが想定されています。

この点につき、各都道府県においては、補助金等の適正執行を確保するため、例えば貴管内市町村においてワクチン接種記録システム(VRS)の記録を確認するなど協力を依頼することを通じ、必要に応じて、貴管内市町村と連携して適切に対応いただくようお願いいたします。

また、ワクチン接種記録システム(VRS)の記録を貴管内市町村に確認する場合には、以下の点を踏まえていただくようお願いいたします。

- ・各市町村が保有する個人情報の都道府県への提供については、各市町村がそれぞれ

れの個人情報保護条例に基づきプライバシーの保護と公衆衛生上の必要性を衡量して判断することとなるが、申込書（例）を参考に都道府県が定める様式の申込書を利用すること等により、市町村による上記照会に応じた個人情報の提供について本人の同意を得ることができること。

- ・各市町村が上記照会に対し都道府県に個人情報を提供する場合、当該情報は、補助金等の都道府県による適正執行を確保する観点から、当該受検者が本事業の対象となるワクチンを2回接種した者であるかどうかを確認する目的の範囲内でのみ利用されるものであることを踏まえつつ、利用事務の範囲、都道府県における情報の取扱いの方法等についてあらかじめ都道府県と市町村とで協議を行うことが望ましいこと。

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部・西中
寺井・服部・鈴木・鈴木・山根

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752